

自筆証書遺言と公正証書遺言の違い

自筆証書遺言

自宅等で保管
(従来の制度)

法務局で保管
(R2.7.10から)

概要

自分で全文を書く(自書する。)
*ただし、財産目録は、パソコンで作成可



公正証書遺言

法律の専門家である公証人が
正確に作成し、保管する。



自宅等



法務局



公証役場



《遺言を書く前の準備》

●確認すること

- ・相続財産を書き出す
- ・相続人が誰か調べる など



●決めておくこと

- ・遺言の内容
(相続分の指定、相続分配の理由など)
- ・遺言執行者 など



公証人に相談し、アドバイスを
受けながら、遺言者の真意を
正確にまとめ、作成してくれる。



- 确实**…不備により無効になるおそれがない。遺言内容を確実に実行できる。
- 安心**…発見されない、改ざん、隠ぺい等のおそれがない。

手順

《遺言を書く》

- 自書する。(全文、日付、氏名の自書が必要)
*内容について、具体的・正確に記載する。
→遺言の内容があいまい・
不正確な場合は、相続人間で
争いになるおそれがある。



- 押印する。

《遺言書を自宅等で保管》

- 改ざん防止のため、封筒に入れて封印することが望ましい。
- 遺言書の存在について相続人が気付かない場合や、紛失のおそれがある。

《遺言書を法務局で保管》

- 未封の遺言書と申請書、添付書類等を提出する。

遺言の内容の助言・
審査はできません。



★詳しくは、公証役場へお問合せください。



本人
確認

不 要

必ず法務局に出頭

公証役場に出頭(原則)
(ただし、公証人が出張することが可能)

手数料

不 要

要 (3, 900円)

要 (財産価格による)

裁判所の
検認

要

不 要

不 要